

令和7年9月10日

令和7年度第6回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和7年9月10日（水曜日） 午後1時30分
2. 開会場所 浪岡中央公民館 1階大ホール
3. 閉会年月日 令和7年9月10日（水曜日） 午後2時30分

4. 議案

- 議案第20号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第21号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第22号 農用地利用集積等促進計画の作成の要請について
- 議案第23号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について
- 議案第24号 浪岡農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第25号 地域計画の変更に係る意見について
- 報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について
- 報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 木村 孝芳	6番 工藤 隆志
7番 窪寺 洋志	8番 齊藤 光朗	10番 中村 美喜雄
11番 成田 貴吉	12番 西澤 清光	14番 野口 友子
15番 福士 修身	16番 堀内 俊春	17番 三上 紘史
18番 安田 昌樹	19番 山田 正樹	

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

9番 澤田 今日一	13番 西塚 伸	
-----------	----------	--

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1番 千島 修	2番 赤田 千草	4番 工藤 隆正
7番 山内 洋一	8番 山田 五月	9番 川村 富子
10番 川村 忠則	11番 小泉 作郎	13番 石川 正光
15番 野呂 正幸	16番 石村 英康	17番 猪股 康行
18番 出町 鉄昭	19番 細川 隆雄	

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

3番 福士 博人	5番 木立 忠徳	6番 風晴 繁雄
12番 金井 直也	14番 奈良岡 和也	

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局局長	船橋正明	事務局次長	白取和子
事務局分室長	佐藤保	主幹	相馬康宏
主幹	古田正之	主事	永井新平

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

それでは、青森市農業委員会農業委員の出席状況ですが、在任委員の過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。

では、議長、よろしくお願いいたします。

○議長(福士修身会長)

それでは、ただいまから、令和7年度第6回青森市農業委員会月例総会を開会します。

なお、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

○議長(福士修身会長)

続きまして、議事録署名者を指名いたします。

17番三上紘史委員、19番山田正樹委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、両委員にお願いいたします。

○議長(福士修身会長)

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

○議長(福士修身会長)

ただいまより議案審議に入ります。

議案第20号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

所有権移転が9件、賃借権設定が2件の計11件となります。

個別の内容につきましては、議案書の2ページから5ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。

申請事由としては、譲渡人については労力不足又は高齢、遠隔地居住、共有持分移転のため、譲受人については、新規就農及び、経営規模の拡大、共有持分移転のためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付しているA3の資料「調査書」とおりとなります。

なお、新規就農者の2件のうち、自家消費を主とした方の申請が2件ありましたので、営農計画書を資料として添付させていただいております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福士修身会長)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○議長(福士修身会長)

はい、木村委員。

○5番(木村孝芳委員)

2ページと3ページ家庭菜園ですけど、新規就農になってますけども、こういうのも新規就農って言うんですか。

○議長(福士修身会長)

はい、事務局お願いします。

○事務局

これまで、農地をお持ちでない方が改めて農地を家庭菜園分として取得するというので一応、新規就農という形にしております。

○5番(木村孝芳委員)

いわゆる、市とかの補助金がある新規就農とは違う訳ですね。

○事務局

それとは、違います。あくまで、家庭菜園を始めるにあたってということで、これまで農地を持っているかどうかを判断基準としております。

○5番(木村孝芳委員)

それと、家庭菜園の場合は3条許可の審査にどうのこうのという法律上の規定はありますか。

○事務局

ございません。

○5番(木村孝芳委員)

ないってことは、普通に3条申請として審査しても構わないですね。

○事務局

はい、大丈夫です。

○5番(木村孝芳委員)

一般の農地と同じように審査してもいいってことなんですよ。

○事務局

はい。

○5番(木村孝芳委員)

で、家庭菜園は法律上転用でもないんですよ。

○事務局

法律上は、そうですね。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。

○議 長（福士修身会長）

他に意見、質問ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議 長（福士修身会長）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議 長（福士修身会長）

次に、議案第 21 号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の転用を目的とした農地法第 5 条の許可申請が 8 件であり、その内訳は、所有権移転が 2 件、使用貸借権設定が 6 件となっております。

各申請場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

それでは、右上に「議案第 21 号関係参考資料①」と「議案第 21 号関係参考資料②」と記載された資料をご覧ください。

関連がありますので一括して説明いたします。

申請番号 7 番、申請地は 1 筆、譲渡人、譲受人及び転用目的は記載のとおりです。

2 ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が案内図、4 ページ目が法務局の地図、5 ページ目が土地利用計画平面図、6 ページ目が建物立面図、7 ページ目が農地転用計画書、8 ページから 17 ページ目が法人登記簿、18 ページ、19 ページ目が土地登記簿、20 ページ、21 ページ目が農用地区域からの除外通知、22 ページ目が地域計画の変更通知、23 ページ目が開発行為許可申請書、24 ページ目が候補地比較検討表となっており、申請番号 8 番の資料もほぼ同じ仕立てとなっています。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、まず、立地基準については、どちらの農地も支所機能を有する青森市浜館支所から概ね 500m 以内の範囲に位置するため、第 2 種農地と判断しております。

第 2 種農地の転用は、転用に係る農地に代えて、周辺のほかの土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則として許可することができないが、当該申請は申請者が事務所及び駐車場、屋外休憩スペースを整備することを目的とした転用であり、周辺にある非農地の土地について検討したが、申請地のほかに事業に供する土地がなかったことから、第 2 種農地の基準である代替性がない場合に該当し、許可できるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容を精査いたしまして、問題ないものと考えております。

続いて、右上に「議案第 21 号 関係資料③」と記載している資料をご覧ください。

申請番号 9 番から 14 番まで関連がありますので一括して説明いたします。

転用目的は記載のとおりです。

2 ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただき、裏面 2 ページ目から 7 ページ目までがそれぞれの申請地、借人、貸人が記載されている許可申請書、8 ページ目が位置図、9 ページから 11 ページ目が法務局の地図、12 ページ目が土地利用計画平面図、13 ページ目が農地転用計画書、14 ページ目から 24 ページ目までが法人登記簿、25 ページ目から 47 ページ目までが土地登記簿、最後のページが土地改良区の協議資料となっています。

それでは 1 ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、立地基準については、申請地は「第 1 種農地」であるため、農地転用は原則不許可ですが、例外許可事由の一つに、「仮設工作物の設置、その他一時的な利用に供する場合で、かつ、農業振興整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない場合」という基準があり、当該申請は、令和 8 年 1 月 31 日までの一時的な土質調査を目的とした転用であり、第 1 種農地の不許可の例外に該当し、許可できるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目については、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福士修身会長)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○議長(福士修身会長)

はい、秋谷委員。

○1番(秋谷進委員)

1番、秋谷です。議案第21号の関係で、レンゴーさんが譲受人になっていますけども、転用目的ね、これ①ですけども、物流センターの事務所の建築、駐車場の造成とあります。

これ、物流センターっていうのはどういうセンターなのか、レンゴーさんとどういう関係があるのか、その辺お分かりでしたらちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長(福士修身会長)

はい、事務局。

○事務局

物流センターなんですけれども、トラックの搬入、搬出口を兼ね備えた事務所となっております。まさに物流センター、荷物の受け渡しをするような場所というイメージとなっております。

○1番(秋谷進委員)

レンゴーさんとは、どういう繋がりがあるんですか。

○事務局

これは、レンゴーの子会社であるレンゴーロジスティクスというところが、こちら物流の会社になっておりまして、そちらでレンゴーからロジスティクスへ貸し出すという形になっております。

○1番(秋谷進委員)

はい、わかりました。

○議長(福士修身会長)

他にございませんか。

○議長(福士修身会長)

はい、木村委員。

○5 番（木村孝芳委員）

今の、レンゴーの件ですけども確か前回か前々回、農業委員会の議案に上がりましたよね。
6月ですか。7月ですか。

○事務局

地域計画の変更ですね。

○5 番（木村孝芳委員）

これって、18ページの登記簿を見るとですね、川浪不動産が仮登記付けてますよね。もう1つの方は、●●さんっていうのは所有権移転したその日に仮登記付けてます。だから、全く農業やるつもりはなかったんでしょうか。

○事務局

現段階では、その当時あったか、なかったかはこちらでは把握しかねます。

○5 番（木村孝芳委員）

現段階の話してるんじゃないですよ。

○事務局

当時も含めて、ちょっとわからないです。

○5 番（木村孝芳委員）

わからないでしょ。

○事務局

はい。

○5 番（木村孝芳委員）

だから、その人・農地プランとかにこれ載っていること自体が、農業やらないのに載っていること自体がおかしいと思いませんか。

○事務局

一応、地域計画を策定するにあたってですね、農地が耕作、不耕作ってあるところもあるかもしれないけれども、全ての農地所有者を地域計画に載せるということにしておりますので、結果的にこの方達も地域計画の変更の審議に上がったということになっております。

○5 番（木村孝芳委員）

だから、農業委員会事務局じゃなくて農業政策課の判断だっていうことでいいんですか。

○事務局

こちらとしても、地域計画の地図の作成にあたっていますので、全く関係ないという訳ではないですけども、作っていなかったのを把握していたのは確かであります。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。

○議 長（福士修身会長）

他にございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議 長（福士修身会長）

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議 長（福士修身会長）

次に、議案第 22 号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案の農用地利用集積等促進計画（案）は、所有権移転が合計 5 件で、個別の内容につきましては、9 ページから 10 ページに記載しております。

本案は、農業経営基盤強化促進法第 7 条、農地中間管理機構の事業の特例である「農地売買等事業」であり、青森県農地中間管理機構が、出し手より農用地等を買入れ、青森県農地中間管

理機構が受け手へ売り渡す、当該権利設定を一括して行うものであります。

これらはいずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 号の要件を満たしており、同法第 18 条第 11 号の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものであります。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長(福士修身会長)

これより、本案について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議 長(福士修身会長)

それでは、本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議 長(福士修身会長)

次に、議案第 23 号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案の農用地利用集積等促進計画(案)は、利用権設定が合計 4 件で、個別の内容につきましては、11 ページから 13 ページに記載しております。

これら農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、本議案につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、当該利用集積等促進計画(案)決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められているものです。

それでは、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(福士修身会長)

これより、本案について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(福士修身会長)

それでは、本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長(福士修身会長)

次に、議案第24号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案につきましては、担当課である農業政策課からご説明いたします。

○議長(福士修身会長)

それでは、浪岡農業振興地域整備計画の変更案について、説明をお願いいたします。

○農業政策課(齊藤主査)

農業政策課の齊藤と申します。よろしくお願ひします。

浪岡農業振興地域整備計画の資料なんですけども、まず最初に6ページをご覧いただきたいです。

まず、概要としましては五本松の●●さんという方が、申出地が五本松平野の●●●●なんですけれども、そちらの場所に農業用の資材倉庫、資材の保管ハウスと資材置場、あとは駐車場の

整備ということで申し出ております。農業政策課の方で、この変更を必要と認めた理由なんですけども、長期に渡って農業用施設用地として利用していくのを確保すべき土地であるということから変更をします、ということになります。

1枚目に戻ります。浪岡振興地域整備計画書を抜粋したものになります。表の中で、真ん中あたりなんですけども農業用施設用地って書いてある欄がございます。こちらの方が、3.4。下にカッコで3.3って書いてあります。3.3haというのは、変更前の段階でありまして、今農業用の施設用地にするのが0.1ha増えますということで変更後は3.4になるという計画になってございます。

続きまして、2ページ目です。農業用施設用地を建てる場所なんですけども、申出地は五本松の方になります。

続いて、3ページ目です。こちらの方は、2番目の農用地利用計画の変更というところですが、変更の区分は用途変更になります。農用地区域の中に農地とか色々あるんですけども、黄色い色がついているところを農業用施設用地の赤い色に変えるということでございます。その、用途変更する面積なんですけども、●●●●が2,513㎡あるんですけども、変更する部分というのが672.02㎡になります。用途区分は、農地から農業用施設用地に変更になります。先ほども言ったんですけども、変更の理由は農業用の資材保管ハウス、及び資材置場、そして駐車場の整備ということになっております。

続いて、4ページ目です。こちらの方が、土地の利用計画図になっていまして、左上の方ですね、そちらの方がハウスになっていまして、ミニトマトの選果機ですとか、りんごの冷蔵庫ですとか、そういったものを置いています。外の方は、パレットですとか駐車スペース、あとはりんごの一時置場ということになっております。

5ページ目なんですけども、写真がついております。こちらの方、写真見ていただいて分かる通りですね、もうやってしまっているというところなんです。本来であれば、手続きをしてから駐車場の造成ですとかすべきところなんですけども、一番最後のページ7ページになるんですけども、農振法とか農地法とかの関係法令がまずわかりませんでした。と、いう中身の顛末書がついております。ということで、浪岡振興地域整備計画の変更（案）については以上になります。

○議長(福士修身会長)

ありがとうございました。

ただいま農業政策課から説明がありましたが、今回の農業振興地域整備計画が変更となった場合の農地転用許可基準について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、説明いたします。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、農振法第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農業用施設用地として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であるため、農用地区域内農地と判断しております。

農用地区域内農地の転用は原則不許可でとなりますが、例外許可事由の一つに、「農用地利用計画において指定された用途に供する場合」という基準があります。

本案件は、農用地利用計画において農業用施設用地に指定された農地を農業用施設として利用するものであるため、農用地区域内農地の不許可の例外に該当し、許可をすることができるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

説明は以上です。

○議長(福士修身会長)

ただいまの農業政策課及び事務局の説明内容について、質問、意見のある委員は述べてください。

○議長(福士修身会長)

はい、木村委員。

○5番(木村孝芳委員)

変更案の7ページなんですけども、●●さんっていう人が違反状態になっているのはいつから違反しているんですか。

○事務局

昨年の春頃だったかと思ってました。相談がありましたので。

○5番(木村孝芳委員)

本来であれば、農用地の用途変更やっとうえであれば全然問題ないでしょ。

○事務局

その通りです。

○5番(木村孝芳委員)

わかりました。

○議長(福士修身会長)

他に質問、意見がある委員はいませんか。

○各委員
(意見なし)

○議長(福士修身会長)
それでは、浪岡農業振興地域整備計画の変更案について、ご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(福士修身会長)
ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○議長(福士修身会長)
次に、議案第25号を議題とします。
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局
本案につきましては、担当課である農業政策課からご説明いたします。

○議長(福士修身会長)
それでは、地域計画の変更に係る意見について説明をお願いいたします。

○農業政策課(齊藤主査)

農業政策課の齊藤です。案件に入る前にですね、先月地域計画の打ち合わせということで、皆様にご協力いただきまして大変ありがとうございます。この場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございました。

地域計画の変更案についてです。まず一番最初に資料の4ページ、一番後ろですね、ご覧いただきたいと思います。こちらの方から説明します。まず、申出があったのは奈良県のフジトランSPORT株式会社という運送業をしているところから申出がございました。申出地が八ツ役字上林●●●、面積は1,190㎡です。変更の内容は、地域計画からの除外ということです。申出した理由は、駐車場を造成するためです。地域計画の変更を必要と認めた理由なんですけども、周囲の土地の利用状況から見て集団性とか効率的な利用とか集積等に支障を及ぼす恐れがないという判断で変更を認めたところであります。転用の見込みのところなんですけども、事前に農業委員会の方に相談されてまして、申出の時点では転用許可の見込みありということでございました。

その他なんですけども、土地所有者とは賃貸借契約を結んでおりまして地域計画の変更、あとは転用の許可申請の手続きについて承諾を得ているところです。

詳しい中身、1 ページ目になりますけども、変更する地域名は荒川地区になります。その赤い字で書いてあるところが、面積の変更部分になります。こちらの方が、0.12ha 分減るということになります。地目が、田んぼでしたので田んぼの部分が減るということになります。そして、下の欄なんですけども、農業を担う者の一覧ということで位置づけがある方は●●●●さんという方になっております。こちらを変更した際に、削除という形になります。

続いて、2 ページ目です。こちらの方が、位置図と現況の写真になっております。

3 ページ目です。こちらの方が、土地利用計画になってございます。赤い太線で囲ってある場所が今回の申出地になります。左側の方に、既存駐車場って書いてあるんですけども、こちらの方が元々ある駐車場です。車を 30 台止めなきゃいけないということにして、狭くて置く場所がないということで隣に拡張という形になります。

地域変更案については以上でございます。

○議長(福士修身会長)

ありがとうございました。

ただいま農業政策課から説明がありましたが、今回の地域計画が変更となった場合の農地転用許可基準について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

まず、地域計画の変更に係る目標地図の素案について、転用が見込まれる農地について意見がなければ、その農地を除外した素案を決定して市へ提出することとなります。

それでは、農地転用見込みについて説明いたします。

農地転用の見込みについて、右上に「議案第 25 号関係参考資料」と記載された資料をご覧ください。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、まず、立地基準については、当該農地は支所機能を有する青森市荒川市民センターから概ね 500m 以内の範囲に位置するため、第 2 種農地と判断しております。

第 2 種農地の転用は、申請に係る農地に代えて、周辺のほかの土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則として許可することができないが、当該申請は申請者が駐車場を整備することを目的とした転用であり、周辺にある非農地の土地について検討したが、申請地のほかに事業に供する土地がなかったことから、第 2 種農地の基準である代替性がない場合に該当し、許可できるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容を精査いたしまして、地域計画が変更になった際の農地転用について、問題ないものと考えております。

説明は以上です。

○議長(福士修身会長)

ただいまの農業政策課及び事務局の説明内容について、質問、意見のある委員は述べてください。

○議長(福士修身会長)

はい、秋谷委員。

○1番(秋谷進委員)

転用予定者、フジトランスポート株式会社ってありますが、この会社はどのような会社なのか。これからも出てくるかと思いますので、会社の謄本、これを添付していただきたい。それだと、大体どんな会社なのか検討つきますのでお願いしたいのと、今日はフジトランスポート株式会社っていうのは分かっている範囲で結構ですので、どのような会社なのかちょっとご説明お願いしたいと思えます。

○農業政策課(齊藤主査)

農業政策課、齊藤です。フジトランスポートさんは、運送会社をしております。登記簿とかちょっと今ないんですけども、大型の車とか運送しているというところは把握しておりました。

○1番(秋谷進委員)

本社は、奈良県ですか。

○農業政策課(齊藤主査)

4ページに書いてある通りです。奈良県が本社になっていまして、青森にも以前ですね、大野前田にも駐車場があったらしく、青森にも支店といいますかそういうところはあります。

○1番(秋谷進委員)

青森に支店があるんですか。

○農業政策課(齊藤主査)

はい。

○1番(秋谷進委員)

会社らしい会社っていうのはおかしいですけど、支店がある会社だってことですね。

○農業政策課（齊藤主査）

そうですね。

○1 番（秋谷進委員）

そうですか。次からは、登記簿謄本の写しをつけていただければと思います。

○農業政策課（齊藤主査）

はい。

○1 番（秋谷進委員）

ありがとうございました。

○議 長（福士修身会長）

他に質問、意見がある委員はいませんか。

○議 長（福士修身会長）

はい、安部委員。

○2 番（安部浩一委員）

2 番、安部です。2 点ほど事務局に聞きたいんですけど、このフジトランスポートさんってもしかして、流通団地の方に営業所構えてるのかな。それが 1 点と、土地所有者と賃貸借契約を結んでいるってあるんですが 3 条なんですか。どういう契約なんでしょうか。

○議 長（福士修身会長）

はい、事務局。

○事務局

フジトランスポートさんが団地の中にあると。

○2 番（安部浩一委員）

確かですね、日産さんの向かいにフジトランスポートさんの車が、赤い車のボディだと思いましたが、相当停まってましたけど。だと思っんですけどそこはどうなんでしょうか。

○事務局

ちょっと、そちらまでは把握してはいないですけども、今事務所があるのはソフトアカデミーあおもりの隣ですね。事務所としては。トラックを止める駐車場としては、また別かもしれない

ですけれども、会社としてそちらにあるのは確認しております。

もう1点の、賃貸借契約を結んでいるというのは、この地域計画に関する3ページ目の既存駐車場のことだと思うので、農地転用とはまた別。農地じゃないところの賃貸借契約を結んでいるという意味だと思います。既存駐車場、契約している駐車場じゃ足りないので、隣の農地を転用したいという流れだと。

○2番（安部浩一委員）

これを見ると「地域計画変更及び農地の申請の手続きについて承諾を得ている」となっていたので、今その場所も賃貸借契約を結んでおいているということだったのかなと思って。ということは、今の場所は賃貸借契約は結んでいないと理解してよろしいですか。

○事務局

はい、そうです。当然、許可が必要です。このままだと、農地ではないので転用許可が必要になりますね。

○2番（安部浩一委員）

だから、その手の確認で聞きたくて。

○事務局

転用許可の、見込みとして承諾しているのは事実でございます。県の方に確認済みです。

○2番（安部浩一委員）

じゃ、契約はしていないってこと。

○事務局

そうです。

○2番（安部浩一委員）

してないってことね。

○事務局

隣の、既存駐車場について契約しているものと判断しています。

○2番（安部浩一委員）

わかりました。

○議長(福士修身会長)

他に質問、意見がある委員はいませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長(福士修身会長)

それでは、地域計画の変更案について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○議長(福士修身会長)

次に、報告第18号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内の農地の転用を目的とした所有権移転に関する届出が2件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長(福士修身会長)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(福士修身会長)

次に、報告第19号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が3件となっております。

○議長(福士修身会長)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(福士修身会長)

それでは、議案審議は以上といたします。

その他に移りますが、皆様から何かございますか。

○4番(工藤隆正推進委員)

合意解約について

天田内地区の圃場整備について

○議長(福士修身会長)

他に事務局から何かありますか。

○事務局

女性農業委員、推進委員を対象にした研修会の開催案内

農業委員会の法令順守の実施及び今後の対応について

○事務局

次回の月例総会は、10月10日(金)午後1時30分から、場所は「柳川庁舎2階大会議室」での開催となります。お間違いないよう、よろしく申し上げます。

○議長(福士修身会長)

これをもちまして、令和7年度第6回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。